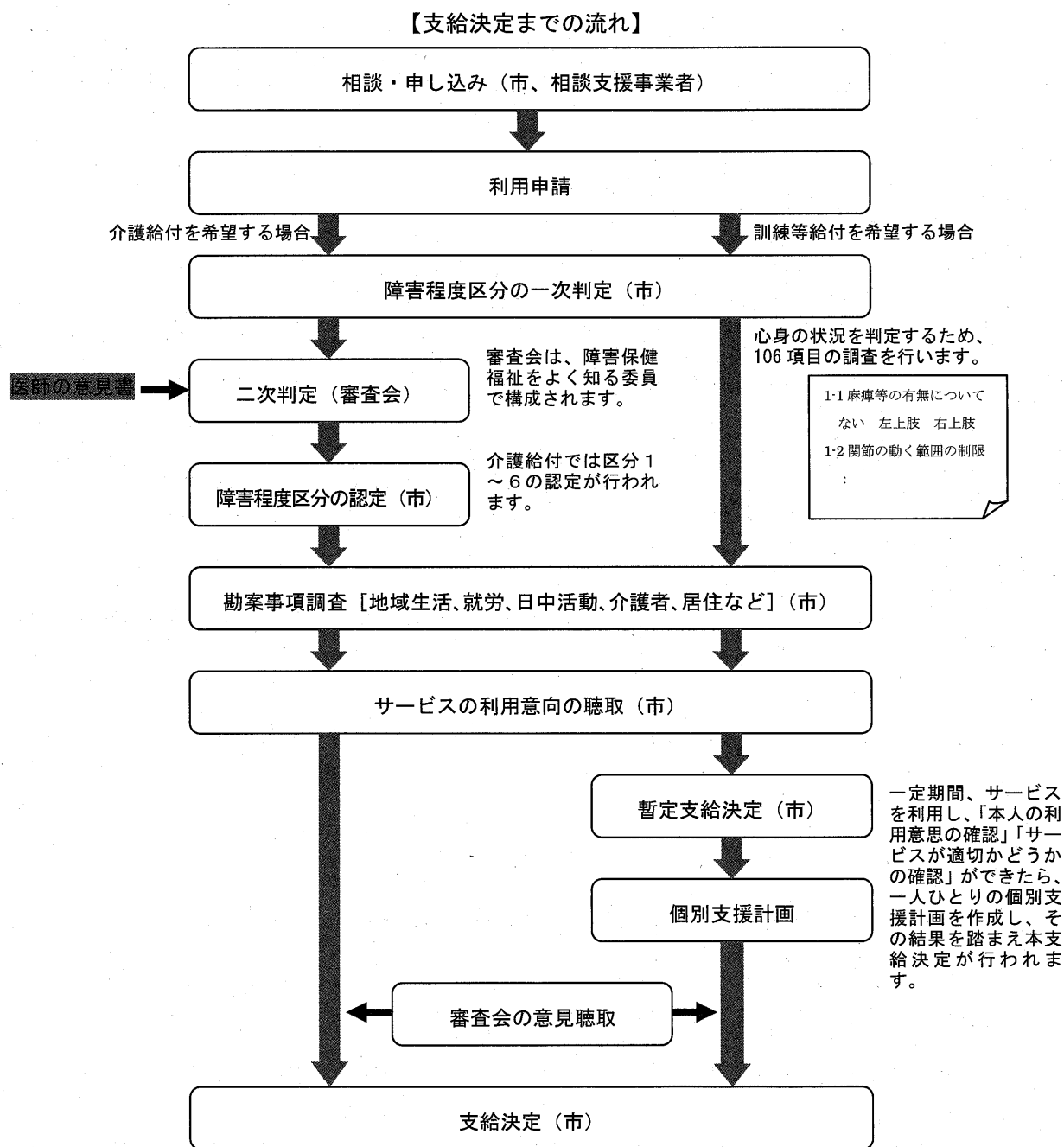


資料編

1 障害者自立支援法に基づく円滑なサービス提供

(1) 支給決定の流れ

障害者に対する福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、①障害者の心身の状況（障害程度区分）、②社会行動や介護者、居住等の状況、③サービスの利用意向、④訓練・就労に関する評価を把握し、支給決定を行います。



※支給決定に不服がある場合は、都道府県に不服申し立てをすることができます。

(2) 不服申し立て

障害程度区分認定や支給決定について不服がある場合には、群馬県知事に対して審査請求することができます。

(3) 後見支援体制

ア. 成年後見制度*

成年後見制度*は、判断能力が不十分な者に対し、家庭裁判所へ申し立て、審判を受けることによって適切な後見人をつけ、本人の財産管理や身上監護を適切に行う制度です。

今後は、地域生活支援事業のうち、「相談支援事業の機能強化」の一環として「成年後見制度利用支援事業」を実施し、知的障害者や精神障害者のうち判断能力が不十分な者について、サービスの利用契約の締結等が適切に行われるよう支援します。

イ. 地域福祉権利擁護事業*

社会福祉協議会*では、支援を必要とする人の利用の意向を踏まえて、「福祉サービスの利用援助」「日常的金銭管理」「書類の預かり」等を行う地域福祉権利擁護事業*を実施しています。

(4) 利用者負担の軽減策

利用者負担については、低所得者に配慮した次のような軽減策が講じられています。

ア. 利用者負担の月額上限設定

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区 分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生 活 保 護	生活保護受給世帯	0円
低 所 得 1	市町村民税非課税世帯で、利用する本人の収入が80万円以下	15,000円
低 所 得 2	市町村民税非課税世帯	24,600円
一 般	市町村民税課税世帯	37,200円

※平成19年度から2年間は、軽減条件に該当する場合に軽減措置として月額負担上限額が国の制度として1/2、県の制度として1/2となります。

イ. 個別減免

入所施設（20歳以上）やグループホーム*を利用する場合、預貯金等が基準額以下であれば、定率負担の個別減免が行われます。

ウ. 社会福祉法人*が利用者負担軽減措置を行った場合の公費助成

通所サービス、入所施設等（20歳未満）、ホームヘルプについて社会福祉法人*等が提供するサービスを利用する場合、障害者自立支援法施行後3年間は経過措置として、収入や資産が一定以下であれば、社会福祉法人*の減免の対象になります。

エ. 高額障害福祉サービス費

同じ世帯の中で障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、障害福祉サービスを利用している人が介護保険のサービスを利用した場合でも、4区分の月額負担上限額は変わらず、これを超えた分が高額障害福祉サービス費として支給されます。

オ. 補足給付等

入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、施設ごとに額が設定されることとなりますが、20歳以上で入所施設を利用する場合、食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円（障害基礎年金1級受給者や60歳以上の場合は28,000円、65歳以上の場合は30,000円、65歳以上の身体障害者療護施設利用者は28,000円）が残るように補足給付が行われます。

20歳未満で入所施設を利用する場合、地域で子どもを養育する世帯と同様の負担となるよう補足給付が行われます。

通所施設等では、施行後3年間、低所得の場合、食材料費のみの負担となるため、3分の1の負担となります。

カ. 生活保護への移行防止

①から⑤のような負担軽減策を講じても、定率負担や食費等を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の月額上限額を引き下げるとともに、食費等実費負担も引き下げます。

(5) サービスの質の確保

ア. サービス事業者に対する第三者評価

サービス利用者がそれぞれに合う、質の高いサービスを選択するためには、サービスの質や事業者の経営などのわかりやすい情報が求められています。そこで、利用者でも事業者でもない第三者の目で、一定の基準に基づきサービスを評価し、その結果をわかりやすく公表していくことが必要となってきます。

今後は、県と協力し、サービス事業者の求めに応じて、適切な第三者評価が実施できるような体制の整備を行い、第三者評価の制度を積極的に活用するよう支援します。

イ. 障害者等に対する虐待の防止

サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業員に対して、研修を実施する等の措置を講じるように努める必要があります。

市では、地域自立支援協議会等の場の活用等により、虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組めます。

ウ. サービス管理責任者

障害者自立支援法においてサービスを提供できる事業者は、都道府県知事が厚生労働省令で定める基準に基づいて、サービスの種類・事業所ごとに指定した事業者です。指定を受けた事業者は、関係機関と連携を図りつつ、利用者の能力や適性に応じて、また、本人の意向を踏まえてサービスを効果的に提供すること、サービスの質の向上に努めることなどが事業者の責務として法に規定されています。また、指定基準のうちの人員基準では、事業所ごとに「サービス管理責任者」などを配置することが定められています。日中活動及び居住系のサービスを提供する事業所に配置される「サービス管理責任者」は、3年から10年の実務経験を有する上に、「サービス管理責任者研修」などを修了することが必要とされています。

2 渋川市障害者計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、渋川市障害者計画策定委員会の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 障害者計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、必要な事項を総合的に協議、検討するため、渋川市障害者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第3条 委員会は、助役、総務部長、企画部長、市民部長、保健福祉部長、経済部長、建設部長、水道部長、議会事務局長、監査委員事務局長、教育部長、総合病院事務部長、伊香保総合支所長、小野上総合支所長、子持総合支所長、赤城総合支所長及び北橋総合支所長をもって構成する。

(所掌事務)

第4条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

(1) 計画の策定に関する事項

(2) その他計画策定に必要な事項

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員長は助役、副委員長は保健福祉部長をもってあてる。

2 委員長は、委員会の事務を総理し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。

4 委員長は、必要がある時は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、この要綱施行の日から平成19年3月31日までとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、社会福祉課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月10日から施行する。

3 渋川市障害者計画策定委員会名簿

	職名	氏名
委員長	助 役	吉 原 康 之
副委員長	保 健 福 祉 部 長	森 田 一 男
委 員	総 務 部 長	佐 藤 進
〃	企 画 部 長	五十嵐 研 介
〃	市 民 部 長	野 口 竹 彦
〃	経 済 部 長	田 中 景 明
〃	建 設 部 長	吉 田 俊 孝
〃	水 道 部 長	佐 藤 昭 司
〃	議 会 事 務 局 長	綿 貫 勝
〃	監 査 委 員 事 務 局 長	狩 野 和 夫
〃	教 育 部 長	萩 原 賢 一
〃	総 合 病 院 事 務 部 長	狩 野 泉
〃	伊 香 保 総 合 支 所 長	井 上 晃
〃	小 野 上 総 合 支 所 長	小 野 彰 一
〃	子 持 総 合 支 所 長	須 田 孝
〃	赤 城 総 合 支 所 長	星 野 日 出 男
〃	北 橘 総 合 支 所 長	木 暮 博 行

4 渋川市障害者計画策定懇話会設置要綱

(目的)

第1条 渋川市障害者計画（以下「計画」という。）の策定について、市民各階層からの幅広い意見を踏まえ、障害者が住み慣れた地域社会の中で安心して生活することができる理想的な計画とするため、渋川市障害者計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 懇話会は市長が委嘱する委員をもって構成する。

(協議事項)

第3条 懇話会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) その他計画策定に必要な事項

(役員及び会議)

第4条 懇話会には、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 懇話会は、会長が招集し、これを主宰する。会長に事故ある時は、副会長がその職務を代行する。
- 4 懇話会には、必要に応じて事案に関する者を出席させることができる。
- 5 懇話会は、必要に応じて開催するものとする。

(意見の反映)

第5条 懇話会における意見は、計画策定委員会等において総合調整のうえ、計画に反映させるものとする。

(設置期間)

第6条 懇話会の設置期間は、この要綱施行の日から平成19年3月31日までとする。

(事務局)

第7条 この懇話会の事務局は、社会福祉課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成18年5月10日から施行する。

5 渋川市障害者計画策定懇話会名簿

	団体名	氏名
委員長	渋川市手をつなぐ育成会	星名建市
副委員長	市内障害者施設(渋川広域障害保健福祉事業者連絡協議会)	眞下宗司
委員	渋川市身体障害者福祉協会	狩野友衛
〃	渋川市聴覚障害者福祉協会	松岡敏之
〃	渋川市重度心身障害児(者)を守る親の会	荒木幸子
〃	渋川地区精神障害者家族会(いずみ会)	田中利政
〃	渋川市社会福祉協議会	吉沢稔夫
〃	渋川市民生委員児童委員	木村一恵
〃	渋川市ボランティア団体	佐藤幸子
〃	公募	神道すみ江
〃	公募	大類博史
〃	渋川地区医師会	齋藤弘一
〃	渋川保健福祉事務所	阿部純子
〃	渋川市教育委員	狩野浄子
〃	小・中学校校長会	木暮義則
〃	渋川公共職業安定所	岩佐良則
〃	市内企業	田邊寛治

6 渋川市障害者計画策定の経過

年 月 日	策定経過	
平成18年6月1日	第1回渋川市障害者 計画策定委員会	1 渋川市障害者計画策定について 2 業者選定方法について 3 アンケート調査について 4 その他
平成18年10月24日	第2回渋川市障害者 計画策定委員会	1 業者選定結果について 2 意向調査について 3 渋川市障害者計画策定懇話会について 4 その他
平成18年11月7日	第1回渋川市障害者 計画策定懇話会	1 会長及び副会長の互選について 2 障害者計画策定の概要について 3 その他
平成18年11月24日 ～12月7日	アンケート調査	
平成19年1月11日	第3回渋川市障害者 計画策定委員会	1 アンケート調査結果について 2 基本構想等の検討について 3 その他
平成19年1月12日	団体ヒアリング調査	○ 渋川市身体障害者福祉協会
平成19年1月15日	第2回渋川市障害者 計画策定懇話会	1 アンケート調査結果について 2 基本構想等の検討について 3 その他
平成19年1月24日	団体ヒアリング調査	○ 渋川市手をつなぐ育成会
平成19年1月24日	団体ヒアリング調査	○ 渋川地区精神障害者家族会（いずみ会）
平成19年2月26日	第4回渋川市障害者 計画策定委員会	1 障害者計画（案）の検討について 2 その他
平成19年2月27日	第3回渋川市障害者 計画策定懇話会	1 障害者計画（案）の検討について 2 その他
平成19年3月30日	第4回渋川市障害者 計画策定懇話会	1 障害者計画（最終案）の確認について 2 その他
平成19年4月13日	第5回渋川市障害者 計画策定委員会	1 障害者計画（最終案）の確認について 2 その他

7 用語集

【アルファベット】

ADHD（注意欠陥／多動性障害）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、または衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。

IT（Information-technology）

コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表すことばです。

LD（学習障害）

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推理する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な障害をさすものです。

NPO（特定非営利活動団体, Non Profit organization の略称）

民間非営利組織のことです。利益拡大のためではなく、その使命実現のために活動する組織で、狭義の意味では特定非営利活動法人（NPO法人）として設立された組織をさし、広義の意味ではボランティア団体をはじめ、一定の公益的な目的を有する住民の社会参加活動を行う市民活動団体をさします。

【あ行】

育成医療

身体に障害のある児童に対し、生活の能力を得るために必要な医療の給付を行い、またはこれに代えて育成医療に要する費用を支給する制度です。なお、育成医療は指定育成医療機関でのみ受けることができます。

援護寮

精神障害者が地域で暮らすうえで必要な生活技能を身につけるため、入所して訓練を行いながら社会復帰の援助を行う施設です。

【か行】

こころのバリアフリー

誰もがお互いの立場を尊重しあい、安心して暮らすことのできる社会を築くために、充実した福祉サービスの提供とともに、地域社会の一人ひとりがそれらのサービスを必要とする人たちへの理解を深め、誤解、偏見、差別をなくしていくことをさします。

グループホーム

少人数で借家やアパート等で家庭的な雰囲気を持って共同生活をし、同居者あるいは介護スタッフが生活援助を行います。

ケアマネジメント

一人のサービス利用者に複数のサービスが別々に提供されるのではなく、統一された介護方針のもとにケアプランに基づいて総合的・一体的にサービスが提供されるように調整等を行うことです。

高機能自閉症

3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもののことをいいます。中枢神経系に、何らかの要因による機能不全があると推定されます。

更生医療

身体障害者の障害を軽減して日常生活能力、職業能力を回復・改善するために必要な医療（手術）に給付される医療制度です。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）

これまで、ハートビル法と交通バリアフリー法によって、商業施設などの建築物と道路・駅などの交通施設におけるバリアフリー施策は別々に取り組まれてきました。バリアフリー新法（平成18年12月施行）のねらいは、これらを総合的・一体的に推進することにあります。

【さ行】

社会福祉法人

地域の住民のみなさんや区長町総代・ボランティア・民生児童委員・行政・保健・福祉の関係団体等と連携し、高齢者や障害者、児童などを対象として、地域福祉の増進のために取り組んでいる民間団体です。

社会福祉協議会

すべての市町村に設置された社会福祉法人の一つで、福祉事業の調査・企画・助成・普及などを業務としている組織です。誰もが安心して楽しく暮らせる「人にやさしい福祉のまちづくり」をすすめるために、地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながら共に考え実行していく民間の社会福祉団体です。民間組織としての「自主性」と広く住民の人達や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を併せもっています。

手話通訳者

所定の講習を受けて手話の技術を習得し、聴覚障害者のために手話通訳を行う人です。

また、平成元年には、手話通訳技能の向上を図るとともに手話通訳を行う者に対する社会的信頼を高めるため、厚生大臣の公認試験として「手話通訳技能公認試験」が制度化さ

れ、合格した者には「手話通訳士」の称号が付与されています。

障害者

身体障害、知的障害または精神障害があるため、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける人をいいます。

障害者週間

国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として従来の「障害者の日」（12月9日）に代わるものとして設定されました。期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間で、この期間を中心に、国、地方公共団体、関係団体等において様々な意識啓発に係る取り組みが展開されています。

ショートステイ

在宅障害者の介護を行う者が、病気、冠婚葬祭、事故等の社会的理由やその他の私的理由によって、一時的に介護が困難になった場合などに、障害者が一時的に障害者施設等を利用し、必要な介護などを受けるサービスです。

身体障害

身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障害です。別表に記載されている障害は、視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障害、肢体不自由（上肢、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸の機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害です。

身体障害者授産施設

雇用困難または生活に困窮する身体障害者を対象とし、必要な訓練を行い、職業を与えて自活を促し、最終的には一般事業所への就職もしくは自営等を目指すための施設です。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障害のある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として都道府県知事が交付するものです。

各種の援護施策の基本となるとともに、税の控除・減免やJR運賃の割引などについても、手帳の交付をうけていることがその対象の要件となっている場合があります。

心理療法士

精神的な不調や様々な悩みを抱える人の精神的な自立を助け、回復や解決のサポートを行う職種です。

精神障害

精神の異常や偏りの総称です。生得的な知能や性格が問題となる知的障害・性格障害、心因や環境因から生じる神経症、脳器質障害、内因性精神障害、身体疾患に基づく精神障害・薬物中毒等が含まれます。

精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にあることを認定して交付される手帳です。交付を受けた人に対して各種の支援策を促進し、精神障害者の社会復帰および自立や社会参加の促進を図ることを目的としています。医師（精神保健指定医など精神障害の診断または治療に従事する医師）の診断書をもとに判定されます。

成年後見制度

判断能力が精神上の障害（知的障害、精神障害、痴呆など）により不十分な場合に、本人が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして本人を援助してくれる人をつけてもらい、本人を法的に保護し、援助してもらうための制度です。

【た行】

地域活動支援センター（Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型）

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行うセンターです。「基礎的事業」として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施します。また、それらの事業に加え、事業の機能を強化するために下記の事業を実施する場合、その内容に応じⅠ型～Ⅲ型までの類型が設定されています。

Ⅰ型：相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施。

Ⅱ型：機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業を実施。

Ⅲ型：運営年数及び実利用人員が一定数以上の小規模作業所の支援を充実。

地域福祉権利擁護事業

認知症や知的障害、精神障害のために判断能力が十分でない人が、自立して地域生活を営めるように、福祉サービスの手続きの援助や日常の金銭管理を行うことによって、在宅生活を支援する制度です。

知的障害

同年齢の人の平均的水準と比較し、認知、記憶、言語、思考、学習、推理、想像、判断などの知的機能が遅れている状態のことです。社会生活に必要な感覚・運動、自己統制、健康・安全、意思交換などに関する技能の獲得や適応行動に困難性があります。

知的障害者更生施設

18歳以上の知的障害者を保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行います。

知的障害者授産施設

18歳以上の知的障害者で、雇用されることが困難な人に、必要な訓練を行い、職業を提供して自活を促します。

知的障害者地域ホーム

家庭環境、住宅事情等の理由等により家庭での生活が困難であるため、現に住居を求めている知的障害者が生活する施設です。

知的障害者福祉月間

知的障害者の各般にわたる福祉施策の充実と、国民の理解と認識を高めるため、毎年9月は「知的障害福祉月間」とされています。

デイサービス

施設に通ってもらい、生活指導・機能訓練・食事・入浴・健康チェックなどのさまざまなサービスを日帰りで提供するサービスです。

特別支援教育

平成15年3月に文部科学省の協力者会議でまとめられた「今後の特別支援教育の在り方について」では、障害の程度等に応じて特別の場で指導を行う「特殊教育」から障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図ることを基本として、学校や教育委員会における体制の整備、特別支援教育に関する制度的な見直しを提言しています。

特別支援教育コーディネーター

障害児に関する教育相談に応じながら、関連諸機関との連携を調整する役割を受け持ちます。特別支援教育を推進するうえで重要な機能を果たします。

【な行】

難病

法律等による明確な定義はありませんが、行政として取り上げる疾病の範囲としては、次のように整理されています。

- ①原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病。
- ②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。

ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル（あたりまえ）であるという考え方のことです。

【は行】

発達障害

発達障害者支援法における「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいいます。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いですが、より広く障害者の社会参加を困難にしている制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁などすべての障壁の除去という意味でも用いられます。

ホームヘルパー

家庭を訪問し、入浴・排泄・食事等の介助や、衣類の洗濯、住居等の掃除、生活必需品の買い物等の生活上の支援を行う職種です。

ホームヘルプサービス

高齢者、障害者、難病患者等を対象に、家庭等にホームヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事や生活等に関する相談、助言など日常生活上の支援を行うサービスです。

法定雇用率

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、労働者数における障害者の割合（法定雇用率）に相当する人数以上の障害者雇用を確保しなければならないこととされています。現在、一般の民間企業は1.8%、国・地方公共団体や特殊法人は2.1%とされています。

【ま行】

マンパワー

人的資源のことです。保健医療福祉分野においては、サービスの担い手であるマンパワーの担う役割はますます重要になっており、質・量の両面における一層の充実が望まれています。

【や行】

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障害のあるなしにかかわらず、最初からバリアのない、誰にとっても快適な環境を作ろうという考え方のことです。

要約筆記通訳者

要約筆記とは、聴覚障害者のためのコミュニケーション手段の一つの方法であって、話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障害者に伝達するものです。近年では、パソコンで入力した画面をビデオプロジェクターで投影する方法なども用いられてきています。要約筆記通訳者とは、所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚障害者のために要約筆記を行う人のことです。

【ら行】

ライフステージ

乳児期、幼児期、児童期、青年期、成人期、老年期など、人が生まれてから死に至るまでのさまざまな過程における生活史上の各段階をさします。

リハビリテーション

治療や訓練というような技術的なことだけでなく、障害者が一人の人間として、住み慣れた地域でそこに住む人々と共に、普通に生活できるようにすることであり、その人が持っているすべての能力を最大限に活用した生活への総合的な取り組みのことです。

療育手帳

知的障害者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定以上の障害がある人に対し申請に基づいて障害程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障害者であることの証票として県知事が交付するものです。